

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機密封油処理装置密封油真空ポンプ（A）給油電磁弁に動作不良（チャタリング）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	主発電機密封油処理装置密封油真空ポンプ（A）給油電磁弁上流オイルフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
3	2号機	変圧器防災定例試験において、主変圧器放水弁及び起動用変圧器放水弁の動力用電源盤内電磁接触器に動作不良（チャタリング）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	原子力安全基盤機構（JNES）による安全保護系設定値確認検査の記録確認において、様式1（当該検査計器一覧表）に誤記が認められたため、当該書類を改訂及び対応検討	C	
5	4号機	第2給水加熱器（A・B）給水加熱器側水位制御弁グランド部に水のリーク（1滴／約3秒）が認められたため、当該部を点検・調整	D	
6	4号機	主タービン主油タンク計装ラック蓋の止めネジに外れ（8個中3個）が認められたため、当該止めネジを取付	D	
7	4号機	タービン建屋2階北側給気空調機室壁のひびより雨水の浸入が認められたため、当該壁を点検・修理	D	
8	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）補機冷却海水ポンプ（A・B）出口圧力計の下降（ポンプ点検清掃基準値に近づいている）が認められたため、対応検討	対象外	
9	5号機	スチームドレンサンプルポンプ（A）点検において、シャフトスリーブに摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
10	6号機	所内ボイラ（B）風箱風圧取出元弁の弁銘板の弁番号に誤記が認められたため、当該銘板を交換	D	
11	集中環境施設	共用サプレッションプール水サージタンク建屋廃液サンプポンプ（B）自動バント逆止弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで